

令和8年度第1回 福岡県介護人材確保・定着促進協議会 議事要旨

1 会議の開催日及び場所

- (1) 開催日時：令和8年8月3日（月）14時00分～16時00分
- (2) 場 所：パピヨン24 14号会議室

2 出席委員（敬称略）

永原 澄弘（野見山 直博代理）、三根 浩一郎、辻 裕二、
平山 正明、原野 聖士、瀬戸 裕司、増田 崇信、牧之瀬 一二三、
西浦 健蔵、江口 賀子（小笠原 靖治代理）、松本 直人、
梅林 美和子（牧野 夏子代理）、藤田 隆之（石井 祥子代理）、
大田 信昭、川崎 展裕、金子 秀樹、本郷 秀和、
伊豆 美沙子（八木 美香代理）、井上 利一、小野 智、
重田 佑樹（高山 美津子代理）、豊村 謙治（板橋 昭典代理）、
花田 恭介（緒方 崇徳代理）、石橋 正昭、高田 佳代子

3 議事概要

(1) 会長の互選について

委員の互選により、福岡県立大学 教授 本郷秀和委員を会長として選出。

(2) 福岡県における介護人材確保・定着に係る取組について

以下の資料に基づき事務局より説明。各委員の意見は以下の通り。

- ・資料1 「令和7年度の介護人材確保・定着に係る取組について」
- ・資料2-1 「令和8年度新規・見直し実施事業について」
- ・資料2-2 「令和8年度の介護人材確保・定着に係る取組について」
- ・資料3 「医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画の作成及び同計画の事後評価について」

(委員) 介護 DX 支援事業補助金について、補助率が4分の3から5分の4に引き上げとなっているが、事業者にとっては一部負担が厳しい。そういった状況を鑑みると、福岡県として事業者負担なしで DX 支援を充実させていくなどの抜本的な取組を進めていく必要があるように思う。

介護福祉士養成施設教育充実費についても、ICT の導入には多額の費用を要するため、事業者の負担が非常に大きいものとなる。資料には費用の一部を助成とあるが、どの程度の負担が発生するのか。

(事務局) 介護福祉士養成施設教育充実費については、補助率10分の10としている。20,000千円が上限であり、上限を超えた部分は事業者の負担となるため、そのように記載している。なお、本事業はモデル事業のため、対象を1施設のみとしている。

(3) 福岡県における外国人介護人材の受入れ状況について

以下の資料に基づき、事務局より説明。各委員の意見は以下の通り。

・資料4「福岡県における外国人介護人材の受入れ状況について」

(委員) 介護福祉士修学資金貸付事業について、育成就労制度で入国する人材は在留期間が原則3年とされているが、在留期間内に介護福祉士資格を取得できなかった場合、貸付金は一括返済となるのか。

(事務局) 本貸付事業は通常、資格取得後介護業務に5年従事すれば返済が免除される。中山間地域で従事した場合においては、その期間が3年となる。育成就労制度における取り扱いについては、国から通知が届き次第、その内容を確認した上で運用してまいりたい。

(委員) EPA人材の介護福祉士試験合格者数を教えていただきたい。看護分野においては、EPA人材の看護師試験合格者が非常に少ない状況にある。

(事務局) 令和7年度までに福岡県で受け入れたEPA人材は189名、令和6年度までの介護福祉士合格者数は61名となっている。

(委員) 外食業分野における特定技能人材の受入れ停止に加え、ホテルやビジネス関連の外国人の雇用情勢の変化も相まって、介護分野への人材流入が顕著である。実際、介護福祉士養成校のオープンキャンパス参加者も例年を大きく上回っており、介護分野においても早期に受入れ上限に達する懸念がある。ついては、受入れ上限数の引き上げや撤廃について、国に要望すべきではないかと考える。

(事務局) 部会における検討事項として御意見いただければと考えている。

(委員) 現在、外国人留学生は、養成施設卒業後、介護福祉士試験の可否に関わらず介護福祉士として5年間介護の仕事に従事することができる。そのため、介護福祉士修学資金貸付事業において、修学資金の返済免除の対象となる。今後、法改正により、養成施設卒業後5年の間に介護福祉士試験に合格しなかった場合、特定技能1号に移行することは可能だが、介護福祉士として就労したとみなされないため、返済免除の対象とならない見込みである。これにより、介護福祉士資格取得の可否が不透明な中で、貸付金の返済も免除されないとなれば、介護職を目指す人材が減少するのではないかと懸念している。

介護福祉士の資格の有無に関わらず、介護職として特定期間就労すれば返済が免除される運用であれば、人材確保の観点からも維持できることになると思う。この件については、介護福祉士養成施設協議会から国に申し入れをしているが、福岡県からも国への要望をお願いしたい。

(事務局) 法改正に伴う変更点については、国からの通知を確認し、次回の協議会で報告する。

(委員) 賃貸契約が困難な外国人が増加していることについて情報共有しておきたい。以前は家賃保証会社と契約していれば入居できていたが、最近では、保証会社に加え、連帯保証人を求められるケースが増えている。その理由としては、家賃を滞納したまま失踪する事例が増え、家賃保証の支払い上限額では、保証会社がリスクを補填できないためと考えられる。

(委員) 外国人にとって介護福祉士試験の合格は高いハードルであるが、資格がなくとも現場で十分に通用するスキルを持つ人材は多い。しかしながら、在留期間が定められている以上、試験不合格により帰国せざるを得ない状況がある。スキルのある人材の在留期間延長について、検討をお願いしたい。

(事務局) 在留資格に関わる事項であるので、県独自での対応は困難であるが、国の動向を確認してまいりたい。

(委員) 特定技能の在留資格更新が不許可となった事例があった。入国管理局に相談しても理由は開示されず、本人は帰国を余儀なくされた。介護福祉士試験に合格する可能性が高い人材だったので、非常に残念である。また、賃貸契約においては、転居のハードルも高く、就労収入や家賃の支払い実績があっても築年数が経過した共同トイレの物件にしか入居できない現状がある。このような困りごとに対する相談窓口や救済措置がなければ、外国人材の受入れや雇用継続は困難であると切実に感じている。

あわせて、介護福祉士試験の母国語に翻訳された内容での受験について、今後導入される可能性はあるか伺いたい。

(委員) 介護福祉士試験の母国語での受験については、昨年度の社会福祉審議会の部会でも議論したが、「日本で介護の仕事に従事する以上、日本語で試験を受けるのが当然である」との意見が大半を占め、正式な議題に上ることはなかった。実際のところ、介護現場では翻訳ツールが活用されており、日本語のみの試験は時代に即していないと感じる。介護福祉士試験の読解には、日本語能力試験 N2 レベルが必要とされるが、N3 レベルの人材が多い中で、介護の知識よりも日本語の読解力が問われる現状には疑義がある。

(4) 部会における検討事項について

以下の資料に基づき事務局より説明。各委員の意見は以下の通り。

- ・資料5「部会における検討事項について」

(委員) 親族からの長時間にわたる電話対応に現場は苦慮している。当協会でも対応マニュアルを検討中であり、他団体で作成している事例があれば参考にさせていただきたい。

複数名訪問については、1人で訪問した際に危険な目に遭うことも多いので、2人体制で対応できるよう福岡県でも検討していただきたい。

ノーリフティングケアについては、大型の機械は職員1人での操作が難しい場合もある一方で、スライディングボードは使い勝手が良く活用が広がっている。

(事務局) いただいた御意見について、部会において検討できればと思う。

(委員) 親族からの長時間の電話対応は一種のハラスメントであり、場合によっては業務妨害に当たる可能性もあるため、法律の専門家に見解を伺ってはどうかと思う。

複数名訪問に関しては、現状の保険診療の枠組みでは対応困難である。危険を伴う現場に、柔軟に複数名で対応できるよう、国への働きかけをお願いしたい。

ハラスメント対策については、事業主自身が従業員を守るという責務を理解し、対策を学ぶ必要がある。特に、外国人は言葉の壁があるため、ハラスメント被害を報告できず、泣き寝入りしているケースも多いのではないと思う。そういった声を拾い上げ、環境改善に繋げていただきたい。

(事務局) 御指摘を踏まえ対応したい。

(委員) 複数名や管理者による対応でも困難なケースがあり、こうした状況下では法律の専門家による介入が不可欠であると考える。

介護支援専門員は長時間の電話対応に苦慮している。契約段階で対応時間について伝えていても利用者が忘れてしまうことが多く、職員にとって過度なストレスとなっている。

外国人職員に対しては、他の職員の目に触れにくい居室内でのハラスメント被害が見受けられる。言語の壁があるため内容は理解できずとも、相手の攻撃的な態度が伝わっており、非常に辛い思いをしている様子である。ハラスメント規定の整備により一定の効果は見られるものの、現場の対応には限界がある。県として、現場の実態を県民に正しく理解してもらうための啓発活動をお願いしたい。

(事務局) 御意見を参考にさせていただく。

(委員) 2040年の地域共生社会の実現に向け、地域ごとの状況は大きく変化している。中山間部は既に高齢者人口が減少し始めているが、都市部では増加が続くと予測されている。その他の地域においても、2040

年頃から高齢者人口が減少に転じることを踏まえると、高齢者支援は新たなフェーズに入ったと言える。地域ごとの状況差を考慮し、高齢者支援や介護人材育成の在り方について、次の段階を見据えた検討を開始すべき時期が来ているのではないかと思う。

(事務局) 地域ごとの支援について現時点での具体的な計画はないが、今後の課題として認識している。御意見を参考にさせていただきたい。

(委員) 来年の介護保険法改正において、介護人材不足や地域間格差の解消に向けた基準緩和が検討されるものと認識している。福岡県として、こうした地域間格差に対し、広域連合との調整を図る考えはあるのか。

また、外国人材の受入れにおいては、先ほど議論のあった住居の問題を含め、関係機関と連携した支援が必要ではないか。

あわせて、介護の現場には、無資格の職員も多く従事している。こうした人材に対し、基本的な職業倫理や文化、道德教育を含めた研修機会を設けるべきではないか。資格の有無に関わらず、一定の研修を修了したという裏付けは、現場の安心感につながると思う。

(5) 令和8年度のスケジュールについて

以下の資料に基づき事務局より説明。各委員からの意見は特になし。

・資料6「福岡県介護人材確保・定着促進協議会 スケジュール(案)」

(6) その他

(委員) 民間の人材紹介会社から介護職希望者の紹介を受ける機会はあるが、無資格未経験者の場合はミスマッチによる早期離職が懸念される上、高額な紹介手数料が発生するため、採用を躊躇せざるを得ない。結果として、介護業界に関心を持つ人材の就業機会を阻害している状況にある。

外国人材の確保も重要であるが、介護職に関心を持つ転職希望の日本人や定年退職後の人材も含め、雇用しやすく就労しやすい環境を整備していかなければ、若年層のみに頼る採用には限界がある。

(事務局) 社会福祉協議会の福祉人材センターやハローワークによる職業紹介があるが、公的なマッチングの仕組みをより使いやすく、効果的に機能させる方法について検討してまいりたい。

(委員) 今年度より、厚生労働省及び労働局において、医療・介護分野の人材確保強化を目指す「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」を推進している。本プロジェクトでは、就労意欲の高い求職者が実際の職場を見

学するツアー等を実施し、採用ミスマッチの解消に努めている。また、ハローワークの職員による施設への訪問も可能であるため、求人についての相談があれば、ぜひ積極的に御活用いただきたい。

(委員) 先日、ハローワークの職員からハローワーク内でのブース出展や施設見学ツアーの提案を受け、大変感謝している。今後、是非参加したいと思っている。

(事務局) 連合福岡から、本協議会に対し、「福岡県介護人材確保・定着促進協議会へ、介護現場の現状を知る介護労働者の参加を強く求める。」との要望が提出された。この要望についての取り扱いを検討するにあたり、委員の皆様からの御意見を伺いたい。

(委員) 本協議会には既に職能団体の代表が参加しており、各団体において現場の意見を集約し責任を持って発言している。従って、労働者個人の参加は必要ないものとする。

(委員) 同意見である。

(事務局) 本県では、令和5年度から、労働環境改善や処遇改善などに一定の達成基準を設けて取り組む介護事業所を認証する「福岡県働きやすい介護職場認証制度」を実施している。近日中に今年度の募集を開始することとしているので、周知をお願いしたい。

また、昨年度の協議会での協議を踏まえ、今年度から、本認証を取得している事業所に対し、福岡県介護DX支援事業補助金を活用する際の対象機器等の上限数を入所定員数の2割から3割へ拡大する。なお、今年度新たに認証を取得した事業所への適用は、翌年度からとなることを申し添える。